

資産割フローチャート

四日市市内に事業所等がありますか？

ある

〔四日市市内の全事業所の床面積を合計してください〕

申告義務の判定

〔事業所床面積が800㎡()を超えますか？〕

超える

超えない

資産割の申告義務はありません

免税点の判定

〔(事業所床面積 - 非課税面積)が1,000㎡を超えますか？〕

超える

超えない

課税はされませんが申告義務が生じます

課税対象となります

〔課税標準の特例施設がありますか？〕

ない

ある

〔特例施設に係る床面積に特例割合を乗じて、控除床面積を求めます〕

次の算式で課税標準床面積を求めます

〔事業所床面積 - 非課税床面積 - 控除床面積 = 課税標準床面積〕

資産割額の計算

課税標準床面積 (㎡) × 600円 = 資産割額 (円)

「800㎡」は例として掲げています。申告義務判定の面積については、今後条例で規定します。